

市街化調整区域内で開発行為を行う場合は
手続きの流れに沿って申請する必要があります。

都市計画法第34条第11号及び同条第14号の規定（住居を含むものに限る）
に基づき許可申請を行う場合は、以下の流れに従って申請を行ってください。

開発予定地における「災害リスクの高いエリア」の確認

ハザードエリア外

浸水ハザードエリア等

災害レッドゾーン

浸水想定深 3.0m以上
土砂災害警戒区域(イエローゾーン)

非該当

該当

避難計画書を提出

意見書を受理

確実な避難が可能

確実な避難が不可能

開発許可申請

開発不許可